注射用外	薬規格	単位
品名	規格単位	
（か）		
カルボプラチン注射液50mg「マルコ」	50mg 5mL1瓶	
カルボプラチン注射液150mg「マルコ」	150mg15mL1瓶	
カルボプラチン注射液450mg「マルコ」	450mg45mL1瓶	
（せ）		
セフタジジム静注用0.5g「マルコ」	500mg1瓶	
セフタジジム静注用1g「マルコ」	1g1瓶	
（ひ）		
㊒ ピペラシリンナトリウム注射用1g「マルコ」	1g1瓶	
㊒ ピペラシリンナトリウム注射用2g「マルコ」	2g1瓶	
外用	薬規格単位	
品名	規格単位	
（あ）		
アクリノール液0.1%「ORY」	0.1%10mL	
（え）		
㊒ 液状フェノール．OY	10mL	
㊒ 塩化ナトリウム．OI	10g	
（き）		
㊒ 希ヨードチンキ．OY	10mL	
（く）		
㊒ グリセリン．OI	10mL	
㊒ クレゾール石ケン液．OI	10mL	
（こ）		
5%グルコン酸クロルヘキシジン液・OY	5%10mL	
（さ）		
㊒ 酢酸．OY	10mL	
㊒ 酸化亜鉛．OI	10g	
（ち）		
㊒ チンク油．OY	10g	
（は）		
ハイポエタノール消毒液2%「ORY」	10mL	
（ひ）		
㊒ 氷酢酸．OI	10g	
（ふ）		
フルチカゾン点鼻液50μg「ガレン」28噴霧用	2.04mg 4mL1瓶	
フルチカゾン点鼻液50μg「ガレン」56噴霧用	4.08mg 8mL1瓶	
（ほ）		
㊒ ホウ酸．OI	10g	
ポビドンヨード液10%「ORY」	10%10mL	
ポビドンヨードガーグル7%「ORY」	7%1mL	
（よ）		
㊒ ヨードチンキ．OY	10mL	
（り）		
㊒ 流動パラフィン．OI	10mL	
両性石ケン液10%・OY	10%10mL	

○農林水産省告示第千四百七十四号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、チルドハンバーグステーキの日本農林規格（昭和五十二年十月八日農林省告示第千十六号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十四年七月一日から施行する。

平成二十四年六月一日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　前田　武志

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示の施行の際現にこの告示による改正前のチルドハンバーグステーキの日本農林規格により格付の表示が付されたチルドハンバーグステーキについては、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千四百七十五号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第九条において準用する同法第七条第一項の規定に基づき、チルドミートボールの日本農林規格（昭和六十二年九月五日農林水産省告示第千二百三十八号）の一部を次のように改正し、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示し、平成二十四年七月一日から施行する。

平成二十四年六月一日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　前田　武志

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示の施行の際現にこの告示による改正前のチルドミートボールの日本農林規格により格付の表示が付されたチルドミートボールについては、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千四百七十六号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第一項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、チルドミートボールについての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年九月十九日農林水産省告示第千二百四十二号）の一部を次のように改正し、平成二十四年七月一日から施行する。

平成二十四年六月一日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　前田　武志

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局表示・規格課、地方農政局及び地方農政局の地域センター、北海道農政事務所及び北海道農政事務所の地域センター、内閣府沖縄総合事務局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百七十七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十三年十月一日に消滅したものとみなされる。

平成二十四年六月一日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　前田　武志

1　登録番号　第10710号
2　登録年月日　平成14年9月30日
3　農林水産植物の種類
　Rosa L.
4　登録品種の名称　ルージュナカシマピンク
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
　中島均
　岐阜県安八郡輪之内町四郷323

○農林水産省告示第千四百七十八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十三年十月五日に消滅したものとみなされる。

平成二十四年六月一日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　前田　武志